

議案第34号 説明資料

幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 | | | | |
|--|---|----|----|------|---|
| <p>○幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年12月18日 条例第37号)</p> <p>第1条～第3条 略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>町長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</u></p> <p><u>2</u> 略</p> <p>第5条 略</p> | <p>○幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年12月18日 条例第37号)</p> <p>第1条～第3条 略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</u></p> <p><u>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p> <p>第5条 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 1249 2141 1398"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 1249 1335 1289">機関</th> <th data-bbox="1335 1249 2141 1289">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 1289 1335 1398">1 町長</td> <td data-bbox="1335 1289 2141 1398">幕別町子ども医療費助成条例(昭和47年条例第4号)による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> | 機関 | 事務 | 1 町長 | 幕別町子ども医療費助成条例(昭和47年条例第4号)による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 機関 | 事務 | | | | |
| 1 町長 | 幕別町子ども医療費助成条例(昭和47年条例第4号)による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | | | | |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------------|---|---|----|----|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|---|
| | 2 町長 | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第30号）による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 町長 | 幕別町町営住宅条例（平成6年条例第15号）による町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 別表第2（第4条関係） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 町長 | 幕別町子ども医療費助成条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1621 507 1785 544">機関</th> <th data-bbox="1785 507 1951 544">事務</th> <th data-bbox="1951 507 2134 544">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1621 544 1785 692"></td> <td data-bbox="1785 544 1951 692"></td> <td data-bbox="1951 544 2134 692">住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1621 692 1785 916"></td> <td data-bbox="1785 692 1951 916"></td> <td data-bbox="1951 692 2134 916">地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1621 916 1785 1171"></td> <td data-bbox="1785 916 1951 1171"></td> <td data-bbox="1951 916 2134 1171">国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1621 1171 1785 1390"></td> <td data-bbox="1785 1171 1951 1390"></td> <td data-bbox="1951 1171 2134 1390">幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> | 機関 | 事務 | 特定個人情報 | | | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの | | | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの | | | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの | | | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの |
| 機関 | 事務 | 特定個人情報 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 | | |
|---------|---------|--|--|
| | 2 町長 | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>幕別町子ども医療費助成条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| | 3 町長 | 幕別町町営住宅条例による町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの | <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> |